⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting; ③have Grade A, B or C "sale of product" and "offer of services, etc" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.

⑺ The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.

⑻ Time-limit for tender: 12:00 noon November 8, 2024

⑼ Contact point for the notice: SUGITA Kosuke, Information and Communications Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 4739

○第132号（№132）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　Wi-Fi環境用機器一式の調達

⑶　調達件名の特質等　調達仕様書による。

⑷　納入期限　令和７年１月31日

⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。

⑹　入札方法　上記１⑵の購入物品一式の総価にて行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺は、第131号の１⑺に同じ。

2　競争参加資格

⑴、⑵は、第131号の２⑴、⑵に同じ。

⑶　令和４・５・６年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。

⑷は、第131号の２⑷に同じ。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　金石　洋平　電話03―3580―3311　内線2143

Email：choutatsu-service-3a@mofa.go.jp

⑵、⑶は、第131号の３⑵、⑶に同じ。

⑷　開札の日時及び場所　令和６年11月14日午後２時00分　外務省入札・開札室

⑸　問い合わせ先

入札手続関係：上記３⑴に同じ。

仕様関係：外務省大臣官房情報通信課　宮地　翔世　電話03―3580―3311　内線4710

Email：kibanseibihan@mofa.go.jp

4　その他

⑴～⑸は、第131号の４⑴～⑸に同じ。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺、⑻は、第131号の４⑺、⑻に同じ。

5　Summary

⑴, ⑵　The same with Notice above (No. 131)

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Wi-Fi Equipment, 1 set.

⑷　Delivery period: January 31, 2025

⑸　Delivery place: The place will be specified later.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: ①, ②The same with Notice above (No. 131); ③have Grade A, B or C "sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.

⑺, ⑻　The same with Notice above (No. 131)

⑼　Contact point for the notice: MIYACHI Shose, Information and Communications Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 4710

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年９月19日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　石井　靖男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第949号（№949）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　契約件名　那覇空港（那覇ブロック）サイトシステム（製造・設置・調整）（電子入札対象案件）

⑶　履行内容等　本件は、那覇空港事務所が管轄する那覇ブロック内の機械施設の状態信号等を、ネットワークを利用して監視装置へ伝送するサイトシステムについて老朽化による更新のため、製造・設置・調整を行うものである。

【調達概要】

・サイトシステム31台を製造する。

・既設サイトシステムを撤去し、上記製造品の設置、製造品に付帯する配管・配線の敷設、製造品の調整を行う。

・撤去品については、受注者処分とする。

⑷　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑸　履行期間　契約締結日の翌平日から令和８年３月19日

⑹　納入場所　那覇ブロック内における空港事務所、航空無線施設等の31か所（詳細は仕様書による。）

⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　開札時までに令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、２⑶の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。